

「第 5 回 直方市公契約条例策定審議会」会議録

開催日時 : 平成 25 年 10 月 30 日 (水) 13 : 30 ~ 14 : 40

開催場所 : 直方市庁舎 8 階 808 会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾委員・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・平山財務制度改革担当

1. 開会及び第 2 回会議録内容確認

会長	それでは、第 5 回 直方市公契約条例策定審議会を開催する。 まず前回、第 4 回 直方市公契約条例策定審議会会議録の確認を行う。各委員のみなさんにおいては、事前に事務局から送付され、内容を確認していただいていると思うが、訂正するような箇所はないか。
委員一同	特になし。
会長	それでは前回署名委員に指名した永富委員・津田委員、署名をお願いします。 事務局、永富委員・津田委員より署名をいただく。

2. 議事「内容審議」

会長	それでは、議事に入る。まず、パブリックコメントについて事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料)『「直方市公契約条例(素案)」に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する市の考え方について』を用いて説明。
会長	寄せられた意見は、この策定審議会では我々が議論してきたことが主なものであり、議論し忘れていたような意見はないように思うし、市の考え方も審議会で議論したものとなっている。 件数の多いところで見ると、やはり適用範囲についてのことであり、早く拡大してほしいといったものである。 このパブリックコメントについて各委員のご意見はないか。
委員	やはり予定価格 1 億円以上の工事を受注している業者は問題ないと思うが、それよりも低い予定価格の入札に参加している業者への拡大を今後、市のほうで

	<p>も考えていってほしい。また、寄せられた意見で次に多いのは、労務報酬下限額についてである。現在、入札において最低制限価格でくじを引いている状況なので、我々もいろんなところで最低制限価格の引き上げをお願いしている。直方市として、このようないい条例制定を目指しているのだから、市でも最低制限価格の引き上げも検討していってほしい。事業者も努力はしていくが、協力してやるしか方法はないと思っている。</p> <p>やはり、我々が議論してきたところへの意見が多かった。</p>
会長	<p>福岡のトップランナーになった以上は、常にトップを走り続けなければならない。パブリックコメントに関しては労働者代表の委員の意見はないか。</p>
委員	<p>この場で再審議を行うというのは難しいとは思いますが、予定価格1億円以上のもの2件というのはやはり少なくないか。委員の言うように、1億円以上の工事を受注している業者は心配ないと思う。第1条の市の経済が活性化されるためには、早い段階で拡大していってほしい。</p> <p>条例制定後の審議会でもどのような監視を行っていくのか、どのタイミングで拡大していくのか。先進自治体でも拡大しているとの話も聞いているので、ぜひ引き続き検討をしていってほしい。</p>
会長	<p>改めて考えると、行政側の体制もあるが、動き始めて検証を行い、知恵を出して拡大していってほしい。やる前から拡大というのは少し無理があるとも思う。</p>
委員	<p>社会保険未加入業者を工事現場から排除するといったことを国が決定している以上、労務報酬下限額も引き上げていかないと掛金を掛けたくても、そんな賃金はもらっていないという労働者がまだまだたくさんいると思う。事業者でも好き好んで労働者の福利厚生費を引き下げているわけではなく、元々、落札率が低いから支払えないというジレンマであると思う。</p> <p>国の次なる景気対策も控えているようだが、この時期に賃金を引き上げ、いい循環になればいい。たかが直方市ではなく、直方市だからこそ発信していけるものになればいいと思う。小さな工務店といったものが倒産することがないように順次拡大していってほしい。</p>
会長	<p>予算の問題でもあり、市会議員・市民の理解をいただかないといけない。パブリックコメントの意見の最後にもあるが、条例の説明会を開催して周知徹底を図っていかなければならない。</p>
委員	<p>両委員のご意見と重複するかもしれないが、対象範囲の拡大・労務報酬下限額の引き上げといった意見が大半を占めている。これは重く受け止めなければならないと思う。「小さく産んで、大きく育てる」といった趣旨から当初の対象範囲を決定したものの、今後は順次拡大していくといったことでいいのか。</p>

会長	この審議会では、そういった意見である。
事務局	前回会議でも申し上げたが、順次拡大を視野に入れて、当初はこの対象範囲・労務報酬下限額でスタートしたいということでご了承いただけたと思っている。
委員	今、拡大の話をしているが、条例制定の後には公契約条例審議会が設置されると思うが、その審議会に、我々「公契約条例策定審議会」の意見・精神が活かされていくのか。まったく違ったものになるのか。事務局ではどのように考えているのか。
事務局	策定審議会会議録は公開しており、将来的に拡大といったことを視野に入れてのスタートであることは広く認識されていると思っている。新たな公契約審議会が設置されたときには、この策定審議会でも議論されたこと、特に拡大の方向でということはしっかりと引き継ぎたいと思っている。
委員	委員の選定というのは、また新たに行うということか。
事務局	できれば、委員のみなさんに引き続きお引き受けいただきたいとは思っているが。
委員	条例制定後は、年に2回、予算編成時・年度末に審議会を開催し確認を行うとのことであったが、設置される審議会は、「策定審議会」という名称になるのか。
事務局	条例制定後は、「直方市公契約審議会」となる。
委員	この策定審議会でも出された意見は、後の審議会にも引き継がれるということは担保されているということによろしいか。
事務局	はい。
委員	我々が確認を行うのならば、この策定審議会は解散できないということか。
委員	それは事務局の考え方だと思う。後の審議会の委員構成はどのように考えているのか。
事務局	今後の継続性を考えてのご意見だと思うが、委員については、この策定審議会同様、学識経験を有する方・使用者代表の方・労働者代表の方で構成することとしている。先に事務局が申したように、できればみなさんに引き続きお願いしたいが、この審議会でも議論し決定したこと、検討課題として残ったことを整

	<p>理しながら議論していきたいと考えている。本市が公契約条例に踏む込む段階から、予算の問題、人員・体制の問題といったことが大きな課題となっており、委員みなさんからしてみれば、ご不満な対象範囲・労務報酬下限額となっていると思うが、歩みだしという観点から提案させていただいた。しかし、パブリックコメントでいただいた意見は十分に受け止めさせていただき、条例制定後に如何に充実させていくかが課題であると思っている。</p>
委員	<p>他の委員も同じ意見だと思うし、パブリックコメントに寄せられた意見もそうであるように、これで 100% 良いとは思っていない。今後、如何に良い方向にもっていくかが重要である。そのためにどうするのか。みなさんの都合もあるだろうが、よろしければこの策定審議会の委員のみなさんに引き続き、公契約審議会の委員もお願いするといったことが事務局からあればいいと思うが。</p>
事務局	<p>まだ、内部での協議が済んでいないことでもあるが、事務局としては、この条例を熟知されているみなさんをお願いしたいとは考えている。委員が変更になれば、はじめから経過を説明しなければならない。</p> <p>しかし、みなさん出身団体を背負って参加していただいていることから、団体とまた協議をさせていただきたいと思っている。はっきりと言えず申し訳ないと思うが、事務局の思いとしてはみなさんとまた議論を行いたいと考えている。</p>
委員	<p>例えば、私が他の人と変わる事となった場合でも、精神もしっかりと引き継ぎたいと思っている。少し先走った話ではあったが。</p>
委員	<p>公契約審議会の委員任期は 3 年となっている。この策定審議会の委員で 3 年間は面倒が見られるということかなとも思う。</p>
委員	<p>その 3 年で拡大・引き上げができればいいとも思う。せっかくいい条例が出来つつあるので、私も事業者として協力していきたい。</p>
委員	<p>このパブリックコメントの中で、条例に対する説明会を開催してほしいとの意見が寄せられているが、おそらくこれは内外に対してのことだと思う。職員に対しては当然のことながら、事業者の方に対しても、市民の方に対しても周知徹底をやっていくということであろうと思う。初めは職員に対しての説明会であると思うが、その後どのように周知を行っていく予定なのか。</p>
事務局	<p>当然、職員への説明は必要であるし、事業者・労働者・市民の方も含めて説明会を重ねていくことを考えている。</p>
委員	<p>今回この審議会で議論してきたこと、あるいは、寄せられた意見。このことは</p>

	<p>重く受け止めなければならない。この策定審議会を取りまとめた条例（案）は今後、議会・委員会で修正されるということはあるのか。</p>
事務局	<p>議会には当然修正権があるので、修正の可能性はある。</p>
委員	<p>了承した。</p>
委員	<p>よろしいか。寄せられた意見の中の「下請代金支払遅延等防止法」を遵守法令に規定してほしいというものだが、条例中に追加してもいいのではないか。</p>
事務局	<p>条例第 8 条の遵守法令に追加するということですか。</p>
委員	<p>守られていて当然な法令ではあるが、心配している方がいらっしゃるならば、明記する必要があるのではないか。</p>
会長	<p>各委員のご意見はいかがか。</p>
委員	<p>追加することは構わないと思うが、事務局としてはどう考えるのか。</p>
委員	<p>委員のご意見は、包括責任が出てくるので、事務局を心配されてのことである。</p>
事務局	<p>対応できると思っている。</p>
会長	<p>労働者に対しての賃金支払が遅れている場合、労働者からの申し出により立入検査を行い指導がどこまでできるのかといったことであると思う。</p>
事務局	<p>委員のみなさんがご心配いただいているのは、事務局がきちんと対応できるのかということであると思う。</p>
事務局	<p>すべての下請負者も対象とすることに条例で定めているので、発注者として、しっかりと対応したいと思っている。</p>
委員	<p>問題ないということか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>県と請負契約を交わす際には、紛争が生じたときの解決の場を予め決めているが。</p>
事務局	<p>直方市でも請負契約締結の際には、仲裁合意書を取り交わしている。</p>

委員	それならば、条例中に規定しても問題ないのではないか。
会長	市の負担も特段増えることもないのならば、規定して構わないと思う。条例に規定するという事によろしいか。
委員一同	異議なし。
会長	パブリックコメントも非常に良いものであったと思う。
委員	<p>さきほど事務局から、内外への説明を行うとの話があった。住民への説明は、広報誌などもあると思うが、たとえば先進自治体を交えてのシンポジウムを開催するといったこともあってよいと思う。我々、団体は直方市に限らずいろいろな自治体で公契約条例を制定してもらいたいと考えており、制定に前向きな考えをもっている首長もおられるので、ぜひ市民に限らずオープンなものとしていただきたい。すべてを事務局でやってもらうということはさすがに大変だと思うので、我々、労働組合と共同でシンポジウムなどが行えればよいと思う。</p> <p>この公契約条例で定めた労務報酬下限額は、地域最低賃金と言えるものである。デフレスパイラルで景気が悪化しているなか、底支えをする条例であり、労働者にとっても、地域経済にとってもいいことである。制定したからには、広く発信して行っていただきたい。</p>
委員	制定の後にはかなり話題になっていくと思う。
事務局	<p>どういった方法で周知していくかは、事務局でもまだ詰めた議論は行っていない。予定でいくと12月中旬に議決をいただけるということになる。4月1日の施行までに時間があつてないようなものであるため、まずは庁内周知を行いたいと考えている。</p> <p>また、去る10月15日に行われた予算編成説明会では、公契約条例が制定予定であり、予算要求に際しては十分に注意するよう説明もしており、あわせて予算を査定する側でも確認するように言っている。</p> <p>今後の説明会については改めて検討したいと思う。</p>
委員	九州地方整備局での説明は効果が大きいのではないか。事業者にも市町村にも社会保険の関係で説明会を開催する予定と聞いているので、直方市での取り組みを紹介できるのではないか。
事務局	<p>制定前ではあるが、すでに取材、問い合わせ、催し物への参加依頼がかなり入っている。議会で議決いただければ、今以上に増えることが予想される。</p> <p>一方では4月施行に向け作業を進めなければならない。しかし、取材等にもあ</p>

	<p>る程度対応していかなければならない。担当係長 1 名を配置しているので、みなさんのご要望があればなんとか対応していきたいと思う。</p>
会長	<p>それでは、様々な意見が出されたが条例（案）の再確認についてはよろしいか。</p>
事務局	<p>委員からご意見いただいた、「下請代金支払遅延等防止法」を第 8 条に追加することによって素案をまとめさせていただきたいと思う。</p>
会長	<p>他に条例（素案）についてご意見はないか。</p>
委員一同	<p>特になし。</p>
会長	<p>規則についてだが、法令を追加することによって修正する箇所はないか。</p>
事務局	<p>ありません。別に施行規則の内容に一部事務局で修正を加えた箇所があるので説明させていただきたい。</p> <p>（資料）「直方市公契約条例施行規則（案）（修正案）」を用いて説明。</p>
会長	<p>第 3 条第 2 項の予定価格又は…の予定価格という言葉はどこに繋がっていくのか。「予定価格の公の施設の…」とはならないので、言葉を追加しなければならない。事務局が説明するように「予定価格が高額なもの」という記載にすればどうか。</p>
事務局	<p>人件費の占める割合が 7 割を超えなくても、予定価格が高額なものは対象とするということを言いたいのだが。</p>
会長	<p>予定価格が高額なものという記載とするか。</p>
委員	<p>そう記載するほうがわかりやすい。</p>
会長	<p>条例上、予定価格が 1,000 万円を越えるものを対象とする記載があるが、これをはるかに越えるものは人件費が 7 割を超えていなくても対象とするということだと思う。高額なものの定義はまた検討するというでいいと思う。</p>
事務局	<p>了承しました。</p>
会長	<p>あとはよろしいか。</p>
委員	<p>報告指定期日の考え方だが、契約期間が 3 月 31 日ならば、期限月の労務台帳</p>

	の報告締切りは5月10日ということによろしいか。
事務局	そのとおりである。
委員	その場合、もし支払労務報酬額が下回っていたときにはどのような対応をとるのか。新年度になって新たな契約履行が始まっていた場合の対応である。
事務局	同一業者が継続して受注していた場合には、是正勧告等に従わなければ新年度の契約を解除し指名停止処分を行うことになる。
委員	事業者からしてみれば、契約をすれば労務台帳などはすぐに作成するし、提出も時間がかからないと思っている。それよりも業務を途中で解除されるほうが困る。
委員	了承した。
会長	ほかにないか。それでは、本日出された意見について条例（案）の修正を行うが、文言整理については私と事務局に一任させていただいてよろしいか。
委員一同	了承した。
会長	予定の議論は終了した。他に残っているものはないか。
委員一同	特になし。

3. 会議録署名委員の指名・その他

会長	それでは、本日の会議録署名委員を指名する。本日は、岩尾委員・寒竹委員にお願いする。
委員	了承した。
会長	条例（素案）は修正後、改めて市長に報告したいと思う。 その他、事務局からないか。
事務局	特にありません。

4.閉会

会長	それでは、これで直方市公契約条例策定審議会を終了する。
----	-----------------------------